

## 浜松市社会福祉協議会へ寄付をいただきました皆様へ

寄付金の税額控除制度が一部改正されたことに伴い、個人が浜松市社会福祉協議会へ寄付をしていただいた場合には、今までより減税効果が高くなる可能性がありますので、概要をお知らせします。

### 1. 所得税の寄付金の取り扱い

#### 〔概要〕

個人が、一定の要件を満たした社会福祉法人へ寄付金を支出した場合、その寄付金について、所得控除または税額控除制度の適用を受けることができます。

(※浜松市社協は一定の要件を満たしているため、県民税・市民税の控除も適用されます。)

#### ○ 税額控除の場合

$$\left[ \left( \begin{array}{l} \text{寄付金の合計額と年間所得の40\%のうち} \\ \text{いずれか少ない金額} \end{array} \right) - 2,000 \text{円} \right] \times 40\% = \text{税額控除額}$$

\* 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

### 2. 住民税の寄付金の取り扱い

#### ○ 県民税から控除される税控除額

$$\left[ \left( \begin{array}{l} \text{寄付金の合計額と年間所得の30\%のうち} \\ \text{いずれか少ない金額} \end{array} \right) - 2,000 \text{円} \right] \times 4\% = \text{税額控除額}$$

#### ○ 市民税から控除される税控除額

$$\left[ \left( \begin{array}{l} \text{寄付金の合計額と年間所得の30\%のうち} \\ \text{いずれか少ない金額} \end{array} \right) - 2,000 \text{円} \right] \times 6\% = \text{税額控除額}$$

### 3. 税務署への申告について

確定申告時に、浜松市社協からお渡しした「寄付金の領収書」と「税額控除に係る証明書(コピー)」(今回この通知とともに送付したもの)を添付し、申告をしてください。

\* 所得税の寄付金控除を受けるための手続きをすることにより、所得税と住民税の寄付金控除の適用を受けられます。(所得税の確定申告書の「住民税に関する事項」を記載することとなっていますので、ご注意ください。)